

公益社団法人大阪社会福祉士会会員規則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下、「本会」という。）会員の基準及び権利、義務に関する事項を定め、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（信用の維持・向上）

第2条 会員は、その使命にかんがみ、秩序を重んじ、常に品位を高め、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第2章 正会員

（正会員の基準）

第3条 本会の正会員は、次の各号に定めるところを満たすものをいう。

（1）社会福祉士及び介護福祉士法（以下、「法」という）第28条の規定に基づき、社会福祉士の登録を行っていること

（2）大阪府内に住所又は勤務地を有すること

（正会員の入会）

第4条 本会への入会は、定款第6条の定めにより、入会申込書によって行われなければならない。入会申込にあたっては社会福祉士登録証（写し）を添付しなければならない。

2 本会の正会員の入会金は、5,000円とする。

3 定款第10条第1号の定めにより資格を喪失したものが再入会を希望する場合には、過去の会費未納分を納めなければならない。

（正会員年会費）

第5条 本会の正会員は、会費として毎年16,000円を納めなければならない。これを分納することは認めない。

2 前項の会費16,000円のうちの5,000円は、日本社会福祉士会の連合体会費として納めるものとする。

（倫理綱領の遵守）

第6条 本会の正会員は、日本社会福祉士会が定める社会福祉士の倫理綱領及び社会福祉士の行動規範（以下「倫理綱領等」という）を遵守しなければならない。

2 正会員が倫理綱領等に反する行為をした場合は、懲戒の対象とする。

(支部への所属)

第7条 本会に支部を置くときは、正会員は支部に所属する。

2 正会員の所属支部は、原則として勤務地を基準として決定する。

3 勤務地がない場合、あるいは勤務地が府外の場合の正会員の所属支部は、住所地を基準とする。

(利用者等の権利擁護)

第8条 本会の正会員は、所属する機関、施設等において利用者等の人権が著しく侵害され又はその恐れがある場合は、その侵害を改善する措置を講じなければならない。その際、正会員は本会からの支援を求める事ができる。

2 支援についての手続き及び方法は、別にこれを定める。

(生涯研修)

第9条 本会の正会員は、専門性向上のために研修の受講等を通して常に自己研鑽に努めなければならない。

2 研修は、日本社会福祉士会の生涯研修制度に基づき、生涯研修計画を立てて、自主的に受講しなければならない。

(委員会等への所属)

第10条 本会の正会員は、定款第49条の規定により設置する委員会及び事業部会のいずれかに所属し、その活動に努めなければならない。

(苦情対応)

第11条 利用者その他から正会員に対して苦情があった時は、本会は苦情に対応する手段（以下「苦情対応」という）を講じなければならない。

2 苦情対応の手続き及び方法は、別にこれを定める。

第3章 賛助会員

(賛助会員基準)

第12条 本会の賛助会員は、次の各号に定めるところを満たすものをいう。

(1) 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助すること

(2) 理事会において、賛助会員として適切であると承認を受けること

(賛助会員の入会)

第13条 本会の目的に賛同し、賛助会員になろうとする個人又は法人は、別に定める入会申込書を本会に提出しなければならない。

2 定款第 10 条第 1 号の定めにより資格を喪失した個人又は法人が再度賛助会員になることを希望する場合には、過去の会費未納分を納めなければならない。

(賛助会員年会費)

第 14 条 賛助会員は、年会費として団体にあっては 1 口 10,000 円、個人にあっては 1 口 5,000 円を本会に納めなければならない。

2 年会費は 1 口以上とする。

第 4 章 名誉会員

(名誉会員基準及び入会)

第 15 条 本会の名誉会員は、多年に亘り本会に功労のあった者又は学識経験者で理事会の議決を得て、総会の承認を受けた者とする。

2 名誉会員の本会への入会は、本人の同意をもって始まる。

第 5 章 その他

(懲戒)

第 16 条 会員の懲戒に関する基準は、別にこれを定める。

(任意退会)

第 17 条 本会の退会は、定款第 8 条に定める退会届によって行われなければならない。

(会費の減免)

第 18 条 本会正会員の会費は、理事会が特に定める理由があると認めるとき、理事会の決議により減免することができる。

(改廃)

第 19 条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 号に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は 2021 年 6 月 26 日 定時総会にて改定 (第 5 条 日本会費額の修正)

この規則は 2022 年 6 月 25 日 定時総会にて改定 (第 18 条会費の減免 追加)